

個人情報取扱い規程

（目的）

第1条 この内規は社会福祉法人 来光会の個人情報取扱いに関して定める。

（個人情報及び個人データの範囲）

第2条 個人情報の範囲は、生存する個人及び死亡者の氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別できるものとする。さらに他の情報と照合でき、その結果個人を特定できるものも含むものとする。

2 個人データとは、個人情報データベースを構成する個人情報をいう。また個人情報データベースとは、コンピューターなどを用いて体系的に構成した個人情報を含む情報の集合体をいう。また、紙面で処理した個人情報を一定の規則で整理・分類し、容易に検索できる状態のものを含む

（適正な取得と正確性の確保）

第3条 個人情報の取得に当たっては、適正な方法によって取得するものとする。また取得した情報は、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう努める。

（利用目的の特定と同意）

第4条 個人情報の利用目的は、利用者に対する介護サービスの提供、介護保険事務、入退居などの管理とする。それ以外の目的に利用する場合はあらかじめ書面にて通知し、本人の同意を得ることとする。

（安全管理処置と従業者の監督）

第5条 個人情報及び個人データは安全管理のために次の処置を講じるものとする。

入退居時に必要とする基本的書類（入居申込書、入居契約書、身元保証書、誓約書など）は安全性の高い場所に保管し、破棄する場合はシュレッダーにかける。

常に情報を活用し記録の更新が要求される書類（ケアプラン、介護記録、カンファレンス記録など）は外への持ち出しを禁止すると共に、記入は入居者や家族から見えないところで行う。

コンピューターによりデータ処理が必要な帳票類（賃金関係書類、待機者情報など）はアクセスできる職員を限定し、外部の保存媒体に記録するなどの安全対策を行う。

外部への持ち出しが必要な書類 入居面談記録、カルテ、緊急連絡先などは取扱い職員を限定し、必要な部分のみをコピーし、むきだしで持たないなどの安全対策をとる。

来訪者（見学者、実習生、ボランティアなど）には情報が漏れないように、誓約書を提出してもらう。

写真などを施設内で掲示する場合は、居室フロアに限定し、玄関などの不特定多数の人の目に触れるところは避けることとし、また掲示に同意しない人は申し出て頂き、そのように対処する。

面会簿は一覧形式ではなく一入居者一枚の個人票形式とする。

面会は、素性を確認のうえ、親族であれば面会を許可し、それ以外は原則として家族である身元引受人の了解を得てからとする。

入居者に対する問い合わせについては、電話の場合は相手の確認が取れないため、素性を確認の上、親族であれば入居の事実のみを答える。それ以上は身元引受人の家族の了解を得てから後ほど連絡する。警察など公的機関などからの問い合わせにも、相手の身分を確認できないので、折り返しの電話にさせてもらう。

個人情報及び個人データを FAX や E メールなどで送信する場合は、誤送信を防ぐためあらかじめアドレスを登録しておく。

- 2 個人情報を直接取り扱う従業者に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。また個人データの全部又は一部の取り扱いを委託する場合は、委託を受けたものに対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

（第三者への提供）

第6条 第三者に個人データを提供する場合は、あらかじめ本人またはその家族の同意を得るものとする。但し次の場合を除く

法令に基づく場合

人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得る事が困難である場合

公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要な場合であって、本人の同意を得る事が困難な場合など

(保有個人情報に関する事項の公表)

第7条 保有個人情報に関し、次に掲げる事項については本人の知り得る状態に置くこととする。

当施設の住所及び名称

すべての保有データの利用目的

個人情報に関する手続き

その他保有データの適正な取り扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの

(本人からの個人情報の開示、訂正、利用停止の請求)

第8条 保有個人情報に関して本人から情報の開示、訂正、利用停止、第三者への提供の停止を求められた場合、それが適正である場合はこれらの処置を行うものとする。但し次の場合は除く。

本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある場合

当施設の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがある場合

他の法令に違反する事となる場合

(苦情の対応)

第9条 個人情報の取り扱いに関する苦情は、苦情申し立て相談窓口で受け付け、適切かつ迅速な処理に努める。

(マイナンバー制度への対応)

第10条 2016年マイナンバー制度開始に応じて、社会福祉法人来光会は「特定個人情報等取扱規程」を定め、遵守する。

社会福祉法人 来光会
理事長 脇田 隆祥

(沿革)

平成27年10月1日 制定し施行する。